

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號五第 卷二十四第

行發日一月五年一十和昭

論叢

- 醫と課税……………法學博士 神戸正雄
- ナイト利子論の吟味……………文學博士 高田保馬
- 經濟學史の基本問題……………經濟學博士 石川興二

時論

- 最近の貿易構成の變化について……………經濟學博士 谷口吉彦
- 最近に於ける小作爭議の動向と小作立法……………經濟學博士 八木芳之助

研究

- 社會保險の本質とその效果……………經濟學士 中川與之助
- パレトの生産均衡論……………經濟學士 青山秀夫
- 價格構成に於ける商業の作用……………經濟學士 堀新一

說苑

- 來住の大阪人口構成……………經濟學士 青盛和雄

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

最近に於ける小作爭議の動向と小作立法

八木芳之助

一

我國の農家總戸數五百六十一萬七千戸の中、その六割八分に相當するものが、小作農及び自作兼小作農にして、地主に對して小作關係に立つものであり、自作農と相俟つて農村の自營勤勞農民層を構成するものである。從て此の小作關係の良否が農村の經濟上並に社會上に及ぼす影響の重大なることは、言ふ迄もない處であるが、更に農村が我國の政治上、經濟上並に軍事上、重要な地位を占むる點に鑑みても、この小作關係が圓滿を缺き、小作爭議が紛糾し、農村の平和を攪亂することは、單に農村の問題たるに止らず、我が國家社會全般の大なる問題でなければならぬ。

政府當局に於ても夙に小作問題に對して根本的方策を樹立するの急務なるを感じ、大正九年以來、小作制度調査委員會、小作制度調査會、帝國經濟會議農業部、小作調査會等¹⁾を設置して小作問題及び其の對策に就いて審議せしめた。政府は此等の調査會の答申に基き、小作爭議を民事訴訟の手續に依らず、當事者の妥協を中心として解決せしむべき手段として大正十三年十二月より

1) 此等の調査會の答申については農林省農務局、小作制度に関する各調査會の經過概要(昭和四年八月)參照

小作調停法を施行し、また小作地の減少、自作農の維持創設を圖るため大正十五年五月自作農創設維持補助規則を制定した。而して小作法に關しては、大正十五年に設置されたる最後の小作調査會に於て「小作法定上規定すべき事項に關する要綱」を決定して之を政府に答申した。仍て政府は之に基いて昭和二年に小作法草案を起草し、昭和六年に多少の訂正を加へ、之を法律案として第五十九議會に提出したが、議會に於て衆議院は若干の修正を加へて可決したるも、貴族院に於て審議未了に終つた。

從て今日に於ては、直接の小作問題對策としては、小作調停法が存在するに過ぎない。然かも此の小作調停法は手續法であり、一種の對症療法たるに過ぎないから、小作爭議そのものゝ發生を防止するためにも、また爭議調停に際して準據すべき實體法を具備するためにも、小作法の制定にまで進まなければならぬ。而して小作調停法が施行されて以來、既に十一ヶ年を経過し、その間に於て調停の結果として得られたる諸資料よりするも、小作法の内容として取り入れるべき諸點に關しては、大體の目安も得られてゐる次第であるから、時宜に適した小作法を制定施行することは左程困難ではない。朝鮮に於ても小作法は、朝鮮農地令の名を以て既に昭和九年十月から實施されてゐるから、此の點よりするも内地に於て小作法を制定することは、決して時機尙早ではない。

殊に昭和七年以來、農林省指導の下に、全國的なる農村經濟更生運動が起され、¹⁾ 今や第五年度

1) 拙稿、農村經濟更生運動の目標(農村問題研究)參照

に入らむとしつゝあるが、動もすれば小作條件の合理化や改善を圖ることが忘却され、農産物の増産や販賣及び購買等の合理化のみに熱中され、之のみを以て小作農家の更生をも圖り得るが如く考へられつゝあるが、小作立法を伴はない農村經濟更生運動に於ては、暗々裏に、小作料を騰貴せしめる可能性を具備しつゝあるとも考へられる¹⁾。されば農村經濟更生運動が、主として勞作農民階級の更生運動であるとすれば、小作條件の改善を圖るべき小作法の制定は、増産方策、流通過程の合理化等に劣らず、重要であると云はざるを得ない。

今や非常時日本の農業政策として、土地制度改革の必要あることは、烏田農林大臣が就任の初めに當つて言明せられた通りであるが、殊に小作法の制定が最も強き時代の要求たるに鑑みて、我々はこの農林大臣の言明に多大の期待をかくるものである。

二

近代的なる小作爭議發生の初期ともいふべき大正六・七年頃には、全國を通じてその總件數は未だ三百件に達せず、大正九年に入りても尙ほ四百件を數ふるに過ぎなかつたが、翌大正十年には一躍四倍して一千六百件を超ゆるに至つた。爾來時として一進一退を示すこともあつたが、概して増加の趨勢を辿り、殊にこゝ兩三年は五千件を超ゆる激増を示してゐる。

この小作爭議の地方的分布狀況を見るに、大正六・七年頃に於ては爭議地方は極めて狭小なる地域、即ち岐阜、愛知等の濃尾平野を發端の地として、之に大阪、兵庫、奈良等の近畿地方の一

1) 大槻正男氏、農村更生運動に於ける勞働の問題(經濟往來、第十卷八號)六〇頁
鞍田純氏、本邦小作料の動向(農業經濟研究、第十一卷第四號)一四頁

第一表 小作爭議件
數増加の趨勢¹⁾

年次	小作爭議件數
大正 6	85
7	256
8	326
9	408
10	1,680
11	1,578
12	1,917
13	1,532
14	2,206
15	2,751
昭和 2	2,052
3	1,866
4	2,434
5	2,478
6	3,419
7	3,414
8	4,000
9	5,828
10	5,512

を擴大し、四國、九州の各地から更に北陸、關東、山陰に及び、殊に近年は從來比較的平靜であるところとされてゐた東北地方、就中秋田、山形、青森及び北海道の地方が一躍激甚なる爭議地と化した。

斯かる小作爭議の原因に就いて見るに、それは種々雜多であり、しかも一爭議にあつても遠因近因相錯綜して、果して何れを爭議の主原因と見るべきや其の判定に苦しむ場合もあるが、かゝる微細なる點は一應除外し、單に一爭議につき其の最も主要なるものと思はれる一原因のみをとり、しかも此等の原因に就いても主要なるものゝみを拾ひあげ、且つ第一表の累年の爭議件數につき其の原因別百分比を示すと、左の如き狀況を呈する。

第二表によるに小作爭議の主なる原因は、之を大別して(1)小作料問題に關するものと(2)小作權に關するものとに分つことが出来る。

先づ第一に小作料に關して起る爭議にありては、風水旱害等による自然的不作又は凶作を理由として小作料の一時的減免を要求する爭議が最多數を占めてゐる。この種の爭議件數は、稻作の

部竝に岡山、香川、福岡等の一部に極限されてゐたが、爾來番に此等の地方に於て爭議件數を増すのみならず、漸次其の地域

1) 農林省農務局、小作爭議の概要(農務時報、昭和十一年三月號)による。但し昭和十年度の爭議件數は昭和十一年一月十日迄に報告ありし件數である。之を昭和九年度の爭議にして同一期日(昭和十年一月十日)迄に報告されたる件數4,458件に較べ1,054件の激増を來してゐる。

第二表 小作爭議原因の變遷¹⁾

原因	年次		大正	昭和	3	4	5	6	7	8	9	10
	14	15	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
1. 風水旱病蟲害等自然的不作	62.6	71.1	50.6	47.3	50.6	22.9	34.3	31.0	16.2	33.3	30.5	
2. 小作料高率	11.6	6.5	9.9	6.4	4.6	4.6	2.8	2.2	2.5	1.5	1.0	
3. 小作料滯納	1.6	1.8	2.4	3.3	3.9	5.4	5.1	9.2	12.1	8.7	11.5	
4. 小作料値上	1.0	0.4	1.4	2.3	2.1	2.6	1.3	1.7	2.1	2.0	1.7	
5. 農産物價格下落	0.04	0.2	1.0	0.6	0.1	11.5	7.0	1.4	0.5	0.5	0.1	
6. 小作權關係又は小作地引上	7.8	11.5	21.1	24.7	28.9	40.4	38.2	44.5	56.9	46.4	48.8	
7. 産米検査込米獎勵米關係	1.0	0.8	0.5	0.4	1.0	1.5	0.3	0.8	1.4	1.3	0.04	
8. 模倣及農民組合の指示決議	5.8	3.3	4.7	4.7	2.2	3.2	2.8	0.9	1.2	0.4	0.4	
9. 調停又は契約條項不履行	—	—	0.3	0.4	1.5	1.6	0.9	1.5	0.7	0.2	0.5	
10. 前所有者の小作申込を拒絶	—	—	—	—	—	—	—	0.9	0.5	0.7	0.8	

最近に於ける小作爭議の動向と小作立法

豊凶程度の如何によつて年によつて多少の増減はあるが、大正末期に於ける小作爭議の激發に伴ふて著しく増加し、大正十五年には全爭議件數の七割強を占めた。併しその後はこの種の爭議に依て小作料が或る程度まで低下されたと、また近時に於ける地主の逆襲的態度が濃厚となつた等種々の理由から、昭和四年以來漸次減少の傾向にある。

更に此の小作料に関する爭議にありては、營に不作又は凶作を理由として一時的減免を要求するに止らず、契約小作料の高率なるため、小作地の農業經營の收支相償はざることを、或は小作農家の生計困難を惹起すること等を理由として、契約小作料の永久的減額を要求する場合もある。此の種の爭議は大正十二・三年頃は相當多數に上つたが、此の要求は實際上貫徹困難であるから、最近は作柄の如何に拘らず年々繰返して相當なる減免を要求して、實質的には小作料の永久的減額と同様の効果を收

1) 農林省農務局、小作爭議の概況(昭和三年三月)。同局、昭和八年度小作年報及び小作爭議の概要(農務時報)による。
 2) 山本嚴氏、小作組合運動、小作爭議(社會政策時報、昭和十一年二月號)二一頁

めむとする傾向にある。此の外に茲數年來の不況により、小作人の生活が窮乏化し、ために小作料の一部又は全部の滞納を爲し、之に對し地主から小作料支拂の督促をなし、爭議となる場合が増加しつゝあることは注目すべきである。

第二に小作關係又は小作地引上に端を發する爭議件數は、大正十五年頃までは總件數の一割餘を占めるに過ぎなかつたが、爾來漸増し、最近は總件數の五割内外を占めてゐる。從て今日の小作爭議は單なる小作料減免の爲めのもの、即ち流通段階に於けるもの以上に跨ることとなり、耕地を中心とする紛争と化するに至つた。これは最近に於ける中小地主の生活窮迫のため再び自ら耕すところの農民たらむとして小作地の返還を求むるもの、小作人の生活窮乏化による小作料滞納を基因として地主にして小作地の引上を要求するもの、地主にして負債の重壓より逃れるため土地を賣却せんとして返地を要求するもの等に基くものであり、今や爭議は土地返還を中心とする爭議に一轉し、一層その深刻の度を加へつゝある。

かくの如く爭議が小作料減免を中心とするものから、土地返還を中心とするものに移りつゝある結果として、小作人の地主に對する主要要求事項も次表の如く變遷してゐる。

即ち從來最も多數を占めてゐた一時的又は永久的小作料減免要求は漸減の傾向を辿りつゝあるに反し、最近は小作契約繼續、小作權又は永小作權の確認若くは賠償要求等の消極的要求件數が増加して居り、また小作料に關する要求にしても、小作料納入延期又は分割支拂要求等の消極的

第三表 小作人の要求事項の變遷¹⁾

要求事項	年次		大正	15	昭和	3	4	5	6	7	8	9	10
	14		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
1. 一時的 小作料減額	65.5	73.1	58.8	54.3	55.1	42.0	47.1	37.1	25.3	37.2	33.3		
2. 永久的 小作料減額	20.4	9.2	11.4	7.9	5.6	5.8	4.0	2.8	2.6	1.6	1.4		
3. 小作料納入延期又は分割支拂	—	—	—	—	—	—	1.4	4.0	4.3	4.7	6.0		
4. 小作料値上反對	0.9	0.4	1.5	2.3	2.1	2.3	1.2	1.7	1.8	1.9	1.7		
5. 小作契約繼續	6.0	7.5	16.7	21.2	25.6	34.9	31.7	40.0	52.4	41.5	46.4		
6. 小作權又は永小作權の確認若くは賠償	1.4	3.9	3.6	3.3	3.2	4.9	6.4	4.9	4.2	3.6	2.6		
7. 契約又は調停條項の履行	—	—	—	—	0.5	—	0.5	0.2	0.02	0.1	0.2		

最近に於ける小作爭議の動向と小作立法

第四表 爭議關係耕地面積及び人員²⁾

	年次	關係耕地面積		關係人員		一爭議當り	
		(田、畑、其 の他合計)	關係地主數	關係小作人數	平均關係耕 地面積	平均地主數	平均小作人 數
大正	9	27,390	5,236	34,605	67.1	12.8	84.8
	11	90,253	29,077	125,750	57.2	18.4	79.7
	12	89,080	32,712	134,563	46.5	17.1	70.2
	13	70,387	27,223	110,920	45.9	17.8	72.4
	14	95,941	33,001	134,646	43.5	15.0	61.0
	15	95,652	39,705	151,061	34.8	14.4	54.9
昭和	2	59,168	24,136	91,336	28.8	11.8	44.5
	3	48,694	19,474	75,136	26.0	10.4	40.3
	4	56,831	23,505	81,998	23.4	9.7	33.7
	5	39,799	14,159	58,565	16.1	5.7	23.6
	6	60,365	23,768	81,135	17.7	6.9	23.7
	7	39,028	16,706	61,499	11.4	4.9	18.0
	8	30,594	14,312	48,073	7.6	3.6	12.0
	9	85,828	34,025	121,031	14.7	5.8	20.8
	10	44,842	20,474	76,797	8.2	3.7	13.9

1) 引用資料は第二表に同じ。

2) 農林省農務局、本邦農業要覽(昭和十一年版)、小作年報及び小作爭議の概要(農務時報、昭和十一年三月號)による。

要求件數が増加しつゝあることは注目すべきである。

更に小作爭議の規模に就いて見るに、近代的小作爭議の始まる迄の爭議に於ては、一地主對一小作人の個人的爭議が多かつたから、その爭議の規模も比較的小さかつたが、大正八・九年以來の農民組合運動の發展に伴ひ、爭議は集團的となり、其の規模は擴大されるに至つた。併しながら最近に於ては、爭議の規模が次第に縮小しつゝあることは、第四表に示す如くである。

漸くの如く爭議規模の縮小を促す主原因は、土地返還に關する爭議の増加にある。即ちこの種の爭議は一般に個人的關係のものが多く、その背景に團體的行動を伴ふ場合に於ても、一爭議の參加人員は數人對數人の範圍を出でないと共に、その關係耕地面積もまた狭小なるを常とするからである。

近代的なる小作爭議、就中小作料減免要求、その他小作條件の改定に關する爭議にあつては、小作人側は團體的の態度を執るを常とし、各大字或は町村を區域として小作人組合を組織し、又は全國農民組合其の他の系統的農民組合に加盟して其の支部を設立し指導者統制の下に一致結束して各種の手段を講じて地主に對抗する。而して其の對抗手段としては、小作料問題にあつては、小作料減免其の他の要求を團體的に行ふと同時に、小作料の不納同盟若くは共同保管、共同賣却等を行ひ、或は各自爭議費用として幾分の金品を醸出して小作人側の結束を固める。また土地返還問題にあつても、小作人は小作組合或は農民組合の應援を求め、地主より小作地返還の要求あ

るも之が絶對的不返還を聲明し、飽迄耕作權を主張し、地主側が訴訟を提起するに至れば、各種の抗辯方法を講じて訴訟の遷延を策し、又は組合の顧問辯護士に一切を委任して小作人自らは當面の交渉をなすを回避せんとするものもある。

地主側の執る對抗手段としては、小作料に關する爭議にして小作人が小作料支拂の催告に應ぜず、殊に小作料不納を聲明して完納しない場合には、小作料の請求訴訟を提起し、又は債權確保の手段として稻毛その他の動産假差押の手段に出ることもある。また小作地返還問題に在つては、口頭或は書面を以て小作契約解除、小作地返還の通告をなし、小作人が之に應じない場合には土地返還請求訴訟を提起し、或は強制手段たる土地立入禁止假處分を行ふ等の法律的手段を以て小作人に對抗することがある¹⁾。斯かる強制手段は爭議を一般に激化せしめる場合が屢々ある。

小作爭議の對策として大正十三年に小作調停法が發布された當時に於ては、地主側も小作人側も、調停を申立つることを不利なりとし、之を利用するものが比較的尠なかつたが、最近に於ては小作人側からも法の精神が理解されるに伴ひ、又地主側の民事訴訟を回避する上からも、調停を申立てる數が次第に増加してゐる²⁾。

最後に小作爭議の結末を見るに次表に示す如く、小作爭議の多くは小作調停法、小作官その他調停者(地方有志者、町村長、區長、村會議員、農會役職員等)の調停によつて解決してゐる。

小作爭議は小作調停法や調停者の努力により、且つ相當なる時日の經過に俟つて、其の大部分

1) 農林省農務局、小作爭議の概要(農務時報、昭和十一年三月號)九乃至一一頁。
2) 小作調停法による受理總件數は昭和七年には3,212件(うち1,430件は調停成立)、八年には4,888件(うち2,182件は調停成立)、九年には6,013件(うち2,609件は調停成立)に上つてゐる。

第五表 小作爭議の結末¹⁾

年次	解決				未解決
	妥協	要求貫徹	要求撤回	自然消滅	
昭和5	49.8%	16.6%	4.3%	1.0%	28.2%
6	60.8	12.2	2.4	0.8	23.8
7	61.5	14.1	1.8	1.6	21.0
8	64.2	13.1	2.3	1.4	19.0
9	64.6	15.8	2.7	1.3	15.6
10	68.0	5.0	2.3	0.7	24.0

は解決するものであるが、其の最も執拗なる事件に在つては未解決の儘數年を経過し、或は訴訟や調停に永く繫屬する場合も尠くない。されば之によつて農村の自治、平和を亂し、ひいて農業の健實なる發達を害することが尠くない。

以上論及したる處によつて瞭なるが如く、最近の傾向として小作爭議は小作料をめぐる爭議から、次第に土地返還の爭議に移りつゝある。小作料をめぐる小作爭議が起るのは、我國の契約小作料が一般的に尙ほ幾分高率に過ぎるからであるが、從來に於て「小作料が低下を見て居るところは多くは小作爭議地であつて、半

面から云へば小作爭議をやらなければ小作料は低下しないと云ふが如き結論ともなる²⁾のであるが、併し爭議によつてのみ小作料の低下を圖ることに放任するときは、農村の平和を著しく害するものであるから、國家は小作法を制定して小作料の公正化を期すべきである。また土地返還をめぐる爭議にありても、耕作を在來通り繼續したしとの小作人の無理からぬ要求に基くものが尠くないから、國家は小作法の制定によつて耕作權の確立を圖らなければならない。之を要するに、小作法の制定は、新しき社會情勢の下に、地主と小作人との協調を齎す上からするも極めて必要である。

1) 農林省農務局、小作年報及び小作爭議の概要(農務時報)による。
2) 協調會、小作爭議地に於ける農村事情、一七二頁

小作法の制定が、農業經營上、國民經濟上竝に社會政策上から見て必要なることは、茲に贅言を要せざるところであるから、進んで小作法制定上規定すべき主要項目に就いて論ずるであらう。

一、小作權の確立 小作法制定に際して第一に問題とすべきは小作權の確立である。小作權が安定せず、地主より何時にても小作契約の解除を申入れ得るが如き事情の下に於ては、小作人の生存の基礎は著しく脅かさるゝのみならず、小作人は安心して農業經營を繼續し得ないから、勢ひ農業の發達を阻害することとなる。現行民法によれば、小作權（永小作權の外）はすべて賃借權、即ち債權である。其の結果、若しも地主が其の土地を他人に譲り渡せば、小作人は新地主に對抗し得べき何等の權利をも有せざるが故に、新地主の請求あり次第何時にても土地を返還しなければならぬ¹⁾。民法上に於ても、賃借權と雖も之を登記するときは第三取得者に對して物權的效力を生ずることにはなつてゐるが、併し登記については地主の同意を必要とするから、實際には小作人の地位を保護するに役立たない。されば小作權は之を物權化し、登記を俟たないでも第三者に對抗し得るものとなすべきである²⁾。第五十九議會に提出されたる小作法案第五條に於ても「小作地ノ賃貸借ハ其ノ登記ナキモ小作地ノ引渡アリタルトキハ爾後其ノ小作地ニ付物權ヲ取得シタル者ニ對シ其ノ效力ヲ生ス」と規定して小作權の物權化を謳ひ、また朝鮮農地令第十二條にも同一の趣旨を規定してゐる。

- 1) この場合小作人は舊地主に對し債務不履行による損害の賠償を請求し得るに過ぎない。
- 2) 不動産賃借權の保護(物權主義による)は明治四十二年五月一日法律第四十號不建物業保護に關する法律、大正十年四月八日法律第五十號借家法に於て實現されてゐる。諸外國の法制に就いても、不動産の賃貸借は物權化の傾向にある。この點に就いては橋川渡氏、小作權の確立と小作立法(日本農業の展望)三四

かゝる小作權の確立は當に小作人の地位を安固ならしめ、その生活を安定ならしむるに役立つのみならず、更に之によつて土地所有權と小作權との限界を明にし、兩者を混同するの危険を避けしめることによつて、土地所有權の存在を瞭にして、地主の權利の侵蝕さるゝを防ぎ、兩者の公正なる權利義務の關係の上に、その協調を促すためにも役立つものである。

今や小作權の不安定なるために、土地返還をめぐる小作爭議が激増しつゝある際であるから、小作權を確立することは、この種の爭議を防止し農村の平和を招致する上からも、急務である。

二、小作權存續期間の確定

小作權を如何に物權化しても、その存續期間が極めて短いか、又は不定なる場合に於ては、小作人を充分に保護するを得ない。今日全國の一般小作慣行としては

(1)「一般ニ期間ヲ定メス小作人ニ於テ不都合ノ行爲無キ限り年々繼續小作セシムルヲ普通トス」る不定期小作と、(2)「小作證書ヲ以テ契約スルモノハ三年乃至五年位ノ期間ヲ附セルモノ多キモ之レトテ地主ニ於テ入用ノ節ハ引戻シ得ル契約アルヲ普通トス。桑樹果樹園ノ如キ永年圃ニ於テハ十年乃至十五年位ノ期間ヲ附セルモノ」たる定期小作との二つに分類される。この不定期小作慣行に於ては、小作人に於て不都合の行爲なき限り年々繼續小作せしむるものであるが、民法第六百十七條に依れば、當事者が賃貸借の期間を定めざりしときは、一年の猶豫を以てするならば、各當事者は何時にても解約の申入を爲すことを得るものであるから、かゝる不定期小作は小作人の生活安定上及び農事改良上適切であるとは云へない。従て現行の慣習上、不定期小作たるは定

一頁以下参照)

- 1) 小作爭議の調停にあつてゐる多數の小作官も小作法の制定、就中小作權の確立を望まれてゐる(社會政策時報、昭和十年十二月號、小作法特輯掲載の農林省農務局、小作慣行に関する調査資料、一頁)
- 2) 但し收穫季節ある土地の賃貸借に就ては其の季節後次の耕作に着手する前に
- 3) 收穫季節

三、小作期間の更新

茲に小作期間の更新と云ふのは、既存の小作契約の同一性を害することなくして、小作權存續期間を更に一期間延長することを意味する。小作料其の他の小作條件を改定すべき已むを得ざる事情が起らない限り、小作契約をそのまゝ更新することは、小作人の生活安定の上から望ましい。現在の小作慣行によれば、「期限前ニ双方何等ノ通告ナケレハ小作ハ更ニ前約ニ從ヒ一期間繼續ス」⁵⁾るを普通としてゐるが、小作法制定の場合にも同様の趣旨を規定すべきである。小作法案第十三條には「當事者カ期間滿了前六月乃至一年內ニ相手方ニ對シ更新拒絕ノ通知又ハ條件ヲ變更スルニ非サレハ更新セサル旨ノ通知ヲ爲ササルトキハ從前ノ賃貸借ト同一ノ條件ヲ以テ更ニ賃貸借ヲ爲シタルモノト看做ス」と規定して現慣行の趣旨を認めてゐる。併し此の第十三條の規定のみを以てすれば、地主は小作期間滿了前六ヶ月に小作契約更新を拒絕して、小作人を放逐することが出来る。若し惡意の地主があるならば、之を小作料引上に利用することがないでもない。そこで斯かる地主の横暴を防ぐため、小作法案第十六條は「小作地ノ賃貸人ハ賃借人ニ背信ノ行爲ナキ限り不當ノ理由ニ因リ惡意ヲ以テ解約ノ申入ヲ爲シ又ハ更新ヲ拒ム事ヲ得ス」と規定して、小作人の保護を念頭に置いてゐる。朝鮮農地令第十九條も略同様の趣旨を謳つてゐる。今や小作地返還爭議が激増しつつある際であるから、之を未發に又は迅速に解決するためにも、第十六條の規定は、上述の第五條の規定と共に極めて必要である。

四、小作權の賠償、賣買その他

小作法案第十六條の精神よりすれば、小作權は之を更新する

4) 小作契約期間中に於ける小作料改定の事實及び必要はインフレーション時代
の獨逸金納小作料の改定を回想すれば充分である。

5) 農林省農務局、小作慣行に關する調査資料一頁

を原則とするものであるから、地主が不當の理由によつて、解約をなし、又は更新を拒む場合には、小作人は地主に對し相當の損害賠償を請求し得るやう規定すべきである。

更に小作人が自己の勞力費用を用ゐて小作地を改良し其の價値を高めた場合に、地主が之に對して何等の賠償を支拂はず無償で小作地の返還を受くるものとすれば、地主は不當に利益を受けることとなり、ひいて小作地の改良をも阻害することとなるから、土地返還に際しては、地主の承諾を得て小作人のなしたる土地改良その他の有益費の賠償義務を地主に課すべきである¹⁾。併し小作人が地主の承諾を得ずして爲したる土地改良に對し、地主に賠償の義務を課すべきや否やが問題となるも、最近の如く不在地主が増加し、その小作地に對する關心が薄らいでゐる時代に於ては、小作人の土地改良を承諾しない場合も起ると考へられる。されば斯かる場合には小作人から地主に小作地改良を通告すると同時に、小作審判所²⁾に申出で、この審判所に於て必要と認めたる限度に於て、地主の承諾なくとも、之が賠償義務を地主に課すべきであらう。

小作權の賣買は、小作人に相當の理由ある場合に限り、之を認むべきである³⁾。併し小作人自體からすれば、特別の理由によつて農耕を廢しない限り、小作權を子々孫々に相續せしめることが必要であるから、小作權を小作人の家産として強制執行を免れしむる家産法⁴⁾を制定して之に適用することも必要である。また小作人のみよりなる耕作管理組合若くは共同借地組合によつて地主と集團契約を結ぶこと、或は産業組合組織⁵⁾によつて農地管理組合を設立して、小作權の確保に努

- 1) 小作法案第二十條
- 2) この小作審判所は判事、小作官、その他數人の民間小作審判委員を以て組織し、一郡又は數郡區域に之を設置す。
- 3) 併し無闇に小作權の賣買を許すときは、折角小作法によつて小作料の低下を圖つても、低下された小作料の資本還元額だけ小作權の價格となり、將來の新小作者に對する重い負擔となるから、この點は充分に注意すべきである。

めることも一方法として考へられる。⁶⁾

五、小作料の公正化

小作法によつて小作料の公正化を圖ることは極めて必要であるが、小作料は各地方、各地域によりて異なり、また一地域（村落内）に於ても小作地の位置、地味、地形等によつて、それ／＼異なるものであるから、小作法を以て全國一律的に規定することは到底出來ない。小作法によつて最高小作料若くは相當小作料を決定してゐる事例は諸外國に於て二、三あるが、我國の小作法案及び朝鮮農地令には之に關する規定を缺いてゐる。若し小作法によつて全國的に小作料の公正化を圖らんとすれば、(1)小作地の契約小作料は其の土地の過去數ヶ年間の平均實收穫の幾割を越ゆることを得ざるものとするか、⁷⁾(2)若しくば公正なる小作料算出の公式のみを小作法中に掲げ、この公式に基いて地方別（各田畑等級別に）に決定せしむべきであらう。この兩者は何れも一長一短あるが、將來の小作料は定額金納小作料とするを可とするから、⁸⁾第二の方法によつて、公正なる金納小作料算出の公式を案出すべきである。而して各地方に於ける實際の小作料を決定するためには、各郡又は數郡毎に權威ある小作審判所を設置して茲で決定する。而して當事者の一方が小作料の決定若くは改定を小作審判所に願出でたる場合に於て、この審判所が上記の公式に照し其の必要を認めたる場合には、當事者の他方は此の審判所の決定に服すべきものとすべきであらう。かくて今日の如く小作爭議を俟たずして、小作料が公正化されることとなるから、農村の氣風が明朗化される。現に各地方に於ける小作調停の結果として、小作料の改定さ

- 4) 拙稿、農政上より見たる家産制度（農村問題研究）二四一頁以下参照
- 5) 小作法案第三十四條、朝鮮農地令第十四條は産業組合による農地管理組合の出現を豫期してゐる。
- 6) この外に、地主が小作地を賣却する際には、小作人にその小作地の先買權を認むべきである。
- 7) 新開地その他に於ては類地の收穫高を標準とす。

れたる場合を見るに、多くは右二方法の何れかを參酌して、一村落地内でも土地を數等級に分つて其の小作料を決定してゐる。¹⁰⁾

六、小作料の減免 かくの如くにして公正なる小作料が決定される場合には、小作料の減免要求に基く爭議は著しく減少するであらうが、我國の如く風水旱害が頻發し、且つ小作人の經濟的地位が尙ほ充分鞏固でない處では、不可抗力に基く收穫高の減少の場合には、小作人に小作料の減免を請求する權利を認むべきである。¹¹⁾ 而して此の減免請求のありたる場合には、小作審判所の手定める方法に従つて、檢見(坪刈による)を行ひ減免額を決定すべきである。この場合に於ても、實收穫高が平年作よりも幾割減少したる場合には小作料を幾割減少するとか、實收穫が現物小作料の幾割以下であれば其の減收に應じ小作料を幾割減額するとか、また收穫高が平年作の幾割以下であれば小作料を免除するとかを小作法に詳細に規定することが、小作爭議を未然に防止する上からは望ましいが、之を小作法に規定するときは夫を餘りに固定化し、時代に應じて變更し得ないこととなる虞があるから、之を規定するにしても適當なる方法によつて、時代に應じ變更し得る餘地を残すべきである。而して小作調停法實施以來、小作料減免方法に關しては、各地方とも相當なる事例が出来て居り、それが慣行となつてゐる地方も少くないから、¹²⁾ この點に關して比較的公正なる規定を設けることは左程困難ではない。

尙ほ小作法は一面に於て小作人の小作權を確保すると共に、他面地主に公正なる小作料の取得

8) 那須皓氏、公正なる小作料の如き其の一案である。
9) 東畑精一氏、米穀政策と小作制度(農業と經濟、第一卷第一號)參照
10) 農務局、昭和八年小作年報、七五頁以下
11) 將來は收穫保險の制定によつて、この減免問題の解決を更に容易にすべきである。
12) 農務局、昭和八年小作年報、八六頁以下

權を確保すべきである。従て小作人が正當の理由なく故意に小作料を小作料納入期日より一ヶ年以上滞納したるときは小作契約を解除し得るものとすべきである。しかし小作人一家の不幸その他已むを得ない場合には一ヶ年以上の猶豫期間を與ふべきは勿論であるが、更に小作審判所を通じて小作料減免の交渉中は、一ヶ年以上の猶豫期間を與ふべきであらう。但し此の後者の場合には、地主は公租公課の納入に困ることとなるから、小作審判所の判定により、小作料減免の交渉中と雖も、公租公課(その全部又は一部)に相當する小作料の一部分は之を地主に支拂ふことを要することゝすべきである。このことは、地主をして國家に對する納稅義務を果さしめるため、また町村稅の納付によつて、町村自治の運行を圓滑ならしむる上に於ても必要だからである。

七、地主の強制執行緩和 最後に小作爭議に於ける地主の立毛假差押及び土地立入禁止假處分を如何に規定するか、問題となる。特に後者が問題である。小作爭議に際し、地主は小作契約解除の訴訟を提起し、その判決が未だ決定せざる間に自己の權利保全の名目を以て小作人の小作地使用禁止處分をなすのであるから、屢々小作人の感情を激發し、爭議を愈々紛糾せしめることとなる。茲に於て既に小作調査會も「小作地ノ立毛差押(假差押又ハ假執行ニ依ル差押)又ハ土地立入禁止(假處分ニ依ル立入禁止又ハ假執行ニ依ル立入禁止)ハ往々小作紛争ノ解決ヲ困難ナラシメ且農業上ニ及ホス弊害モ亦尠カラサルヲ以テ地主ノ利益ヲ保護スル條件ノ下ニ之カ執行方法ヲ相當緩和スルノ要アリ」とし、また小作法案も第五十三條以下の規定を以て、相當の緩和を圖つて

る。

即ち小作料の支拂又は小作地の返還を命ずる判決につき假執行の宣言ありたる場合に於て、其の判決を爲したる裁判所は上訴期間内に限り、債務者の申立により相當額の擔保を供せしめ、其の執行の停止又は既に爲したる執行處分の取消を命ずることが出来る（第五十三條）。當事者の申立によつて事前に小作人が相當額の擔保を供したる場合には、裁判所は小作料債權に基く假差押を許さない旨の判決をなすことが出来る（第五十四條）。また土地立入禁止假處分を許す場合に、裁判所は執達吏に小作地の保管を命ずると同時に、小作人が小作地の現状の變更、其の他判決の執行を妨ぐべき行爲を爲さないことを誓約するか、若くば相當額の擔保を供することを條件として小作地の使用収益を小作人に許すことも出来る（第五十六條）。更に小作地の立毛假差押を許したる場合に於ても、小作人に、差押物の隠匿、毀損その他執行を妨ぐべき行爲を爲さないことを誓約せしめ、又は相當額の擔保を供せしめた上、執達吏占有の儘で小作人をして收穫、その他管理上必要なる處置をなさしめることが出来る（第五十八條）。

これ等の規定は地主の立毛假差押及び土地立入禁止の假處分に關し、その執行を緩和したるものに過ぎないものであるが、之によるも小作人の立場は今日よりもより、良く保護されるであらう。併し土地立入禁止假處分の申請は、小作人の小作地不法占有や小作地の毀損等の極めて限定された場合にのみ許すこととする方が、小作權の安定、ひいて小作人の生活を保障する上に於てもよ

り、適切であり、また小作爭議を激化せしめない點からするも必要である。

四

以上に亘り、最近に於ける小作爭議の動向を明にし、この爭議解決の手段として小作法制定の必要なる所以と、此の小作法制定に際し規定すべき主なる條項とに就いて論じた。今や農村經濟更生運動が其の第五年度を迎へんとしつゝあるに拘らず、小作爭議が著しく激増の傾向にあることは、この運動による農村更生の基礎地盤の建設を阻止し、ひいて農村の平和と自治とを攪亂するものである。故に此の經濟更生運動によつて農村の繁榮と平和とを齎すためには、先づ以て速に我が國情に適する小作法を制定し、この新地盤の上に於て地主と小作人との協調を促さなければならぬ。この小作法の制定によつて今日頻發しつゝある小作爭議の大部分は未然に防止されるであらうが、之と同時に今日の小作調停法を一層強化し、爭議の起つた際には之が實體法たる小作法に準據して、速にその解決をなし得るやう圖るべきである。